

大分県経営革新加速化支援事業実施要領

1 趣旨

この要領は、大分県経営革新加速化支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）による補助事業の執行に関し必要な事項を定める。

2 補助事業者

交付要綱第2条第1項による中小企業者等及び同条第2項による小規模事業者とは、以下の各号に該当する者とする。

- (1) 中小企業等経営強化法第8条の規定に基づき承認を受けた経営革新計画の事業を行うもののうち、補助金の申請を行う日の属する年度の12月以降に経営革新計画の終了時期が到来すること（おおむね半年以上の補助事業実施期間が確保できること）。
- (2) 当該年度において、補助対象が重複する同様の補助金等を国及び県等から受けていない（予定を含む。）こと。

3 補助事業申請

補助金の交付を受けようとする中小企業者等は、知事が指定する期日までに大分県経営革新加速化支援補助事業計画申請書に次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- ①補助事業計画書
- ②収支予算書
- ③事業経費明細
- ④その他知事が別に定める書類

4 事業採択

申請書の提出があった場合は、外部有識者等で構成される審査会において、事業採択者を決定し、通知する。なお、審査方法、審査基準等については、別に定める。

5 補助金交付申請等

採択となった中小企業者等は、交付要綱第4条に基づき、補助金交付申請書等を提出しなければならない。

6 補助金交付

交付要綱第9条に基づき、この補助金は原則として、精算払の方法により交付する。ただし、事業実施上、やむを得ないと認められる場合には、一部を概算払により交付することができる。

7 実績報告

補助事業者は、交付要綱第11条に基づき実績を報告しなければならない。

8 その他

本要領の取扱いに疑義が生じた場合は、経営創造・金融課長が別に定める。

附則

- 1 この要領は平成30年度に係る経営革新加速化支援事業費補助金から適用する。
- 2 大分県経営革新企業成長促進事業費補助金事業実施要領は、平成30年6月1日から廃止する。

附則

この要領は平成31年度に係る経営革新加速化支援事業費補助金から適用する。